

## 動物を理解し正しく飼いましょう

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。動物を理解し、正しい飼い方としつけについて考えましょう。



### 動物を正しく飼うために

- ペットが生涯を全うするまで愛情と責任を持って飼いましょう。
- 適正に飼育できる数を飼い、動物の種類・発育状況に応じたエサや水を与えましょう。適度な運動などでの健康管理も大切です。
- ペットがいなくなったときは、責任を持って探しましょう。
- マイクロチップが装着された犬や猫を家族に迎え入れたら、必ずマイクロチップ情報を変更しましょう。
- 災害発生時に、ペットと同行避難できるよう備えましょう。
- 危険な動物（特定動物）は愛玩目的では飼うことができません。
- 動物の遺棄や虐待は犯罪です。

### 犬の飼い主の方へ

- 犬は必ず登録し、毎年度、狂犬病予防注射を受けさせましょう。
- 排泄は家のトイレでするようトレーニングし、屋外ですってしまった場合、ふん・尿は適切に処理しましょう。
- 放し飼いは条例で禁止されています。犬が人をかんでしまったら、届け出が必要です。動物保護指導センターにご連絡ください。
- 鳴き声で近隣に迷惑がかからないようにしましょう。
- 犬の健康と安全確保に室内飼いは有効です。猛暑や極寒から犬を守りましょう。熱中症対策として、炎天下および高温の室内・車内での放置は避け、散歩も涼しい時間帯に行いましょう。

### 猫の飼い主の方へ

- 屋外で飼うと、交通事故や感染症のリスクがあります。キャットタワーなどを設置し、上下運動ができるように工夫して、室内で飼いましょう。

☎動物保護指導センター ☎258-7817 FAX258-7818

## 救急車を呼ぶか迷ったら…

急な病気やけがをしたとき、判断に迷ったらまずはお電話ください。看護師などが電話でアドバイスします。

「救急安心電話相談」 ☎#7119

(ダイヤル回線、IP電話からは☎216-3668)  
24時間365日対応します。

夜間・休日「こども急病電話相談」 ☎#8000

(ダイヤル回線、IP電話からは☎242-9939)  
平日・土曜日19:00～翌日8:00。日曜日、祝・休日8:00～翌日8:00。

## 夜間や休日の応急診療は…

応急処置のため、詳しい検査やインフルエンザ簡易迅速検査などは原則行いません。また、電話での医療相談は行っていません。

### 夜間

### 休日(日曜日、祝・休日、年末年始)

#### 夜間応急診療(夜急診)

(美浜区磯辺3-31-1 海浜病院内)

☎279-3131

【内科・小児科】

#### 休日救急診療所

(美浜区幸町1-3-9  
総合保健医療センター内)

☎244-5353

【内科・小児科・外科・整形外科】  
【耳鼻いんこう科・眼科・歯科】

診療時間	平日	19:00～24:00	診療時間	9:00～12:00、13:00～17:00
	平日以外	18:00～24:00		受付時間
受付時間	診療開始30分前～終了30分前		お知らせ 現在、改修工事のため、駐車場の利用が制限されています。	
<b>夜間外科系救急当番医療機関</b> ☎244-8080 【外科・整形外科】		<b>産婦人科休日緊急当番医</b> ☎244-0202 【産婦人科】		
案内時間	8:00～翌日6:00	案内時間	8:00～17:00	
診療時間	18:00～翌日6:00	診療時間	9:00～17:00	

### 受診の際の持ち物

- マイナ保険証または資格確認書など（各種受給者証をお持ちの方は一緒に持参）
- 診療代金
- 薬（服用している方）
- お薬手帳（お持ちの方）

### 児童・思春期精神保健福祉講演会

## 子どもの健康な育ちとデジタル世界との付き合い方

スマートフォンやゲームについて「うちの子はなぜやめられないの?」と思ったことはありませんか。

今や多くの子どもたちにとって当たり前のスマホ時代。メリットもある一方で、心配な点もさまざまです。

子どもが健康に育っていくために大切なことは何か、一緒に考えてみませんか。



花澤佳子さん

日時 6月20日(土)13:30～15:30

会場 ハーモニープラザ

講師 花澤佳子さん（臨床心理士・公認心理師）

定員 150人

備考 質疑応答の時間はありますが、グループワークや発言を求めることはありません。

申込方法 6月12日(金)必着。電話で、こころの健康センターへ。電子申請、☎kokoronokenko.HWS@city.chiba.lg.jp・FAXも可（必要事項(15面)のほか、交通手段を明記）

☎こころの健康センター ☎204-1582 FAX204-1584

### 手続きが必要な方がいます

## 児童手当の継続

児童手当継続のための手続きは原則不要ですが、市で住民票が確認できない方などは、現況届の提出が必要です。手続きが必要な方には5月末ごろから案内を発送しますので、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課へ現況届を提出してください。

### 手続きが必要な方

- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が千葉市でない方
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居している方
- 法人である未成年後見人、里親や施設などの受給者の方
- 学生でない19～22歳（年度末時点）の子どもを監護している方
- 過去の現況届が未提出の方 など

申請期限 6月30日(火)

注意事項 現況届の提出がない場合、6月分以降の手当は支給できません。

### ☎保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2172 FAX221-2606 花見川 ☎275-6421 FAX275-6318

稲毛 ☎284-6137 FAX284-6182 若葉 ☎233-8150 FAX233-8178

緑 ☎292-8137 FAX292-8284 美浜 ☎270-3150 FAX270-3291

## 子ども医療費助成受給券の更新

現在お持ちの子ども医療費助成受給券の有効期限は7月31日(金)です。更新手続きが必要な方には5月末ごろから案内を発送しますので、お住まいの区の保健福祉センターこども家庭課へ申請してください。

### 手続きが必要な方

- 所得金額などに関する市の調査に同意していない方
- 第3子以降の子どもであることが児童手当などの情報から確認できない方 など

申請期限 6月30日(火)

新しい受給券は、7月下旬に発送します。

### ☎保健福祉センターこども家庭課

中央 ☎221-2172 FAX221-2606 花見川 ☎275-6421 FAX275-6318

稲毛 ☎284-6137 FAX284-6182 若葉 ☎233-8150 FAX233-8178

緑 ☎292-8137 FAX292-8284 美浜 ☎270-3150 FAX270-3291